資料１

「千葉県アルコール健康障害対策推進計画（第2期）」の概要

千葉県 Chiba Prefectural Government

第1章　計画策定の背景・基本理念等

１　計画策定の背景・趣旨

・　酒類は、祝いの場や懇親の場など、生活に深く浸透しているとともに、リラックス効果がある一方で、酒類の持つ致酔性や依存性といった特性や、不適切な飲酒に伴う生活習慣病やアルコール健康障害の原因となっている。
・　本人の健康の問題だけでなく、その家族への深刻な影響や暴力、虐待などの問題や迷惑行為等を生じさせるおそれがある。
・　平成26年6月に「アルコール健康障害対策基本法」（平成25年法律第109号。以下「基本法」という。）が施行され、基本法に基づき、平成28年5月に「アルコール健康障害対策推進基本計画」が策定。
・　これを基本として、県が、「千葉県アルコール健康障害対策推進計画」を策定。

２　位置付け

基本法（第14条）に定める「都道府県アルコール健康障害対策推進計画」

３　計画の基本理念及び目的

基　本　理　念

○ アルコール健康障害の**発生・進行・再発の各段階での防止対策**を適切に実施
○ アルコール健康障害の**本人・家族が日常生活・社会生活を円滑に営む**ことを支援
○ 関連して生ずる**飲酒運転、暴力、虐待、自殺等に係る施策との有機的な連携**

目　　的

アルコール健康障害の発生、進行及び再発の防止を図り、あわせてアルコール健康障害を有する者等に対する支援の充実を図り、もって国民の健康を保護するとともに、安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与すること。

４　計画期間

令和6（2024）年度から令和11（2029）年度までの6年間

第2章　千葉県の現状

アルコール依存症者の状況（令和3年度）	全国　※	千葉県
生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者	男性　14．9% 女性　9．1%	男性　13．5% 女性　9．4%
飲酒者のうち、生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している人の割合	―	男性　21．5% 女性　29．3%

※　R5年度は調査結果集計中のため、R3年度の数値。
※出展（全　国）：国民健康・栄養調査（厚生労働省）
（千葉県）：生活習慣に関するアンケート調査（千葉県健康福祉部健康づくり支援課）

第3章　計画の重点課題

１　基本的な考え方

◆ 飲酒に伴うリスクや、アルコール依存症について、正しく理解するための教育・啓発の推進
◆ 酒類関係事業者による不適切な飲酒の誘引を防止する取組の実施
◆ アルコール健康障害を有している者及びその家族が分かりやすく気軽に相談できる窓口周知、地域における医療機関、行政、自助グループ等の関係機関の連携体制の構築

２　重点課題

（1）　**飲酒に伴うリスクに関する知識の普及を徹底し、将来にわたるアルコール健康障害の発生を予防する**
（2）　**アルコール健康障害に関する予防及び相談から治療、回復支援までの切れ目のない支援体制の整備**

第4章　計画の基本的施策

１０の基本的施策

（1） アルコール健康障害についての予防を目的とした教育の振興等
（2） 不適切な飲酒の誘引の防止
（3） 健康診断及び保健指導
（4） アルコール健康障害に係る医療の充実等
　→専門医療機関の連携体制の強化
（5） アルコール健康障害に関連して飲酒運転をした者への対応
　→千葉県飲酒運転根絶計画との連携
（6） 相談支援等
（7） 社会復帰の支援
（8） 民間団体の活動に対する支援　→民間団体との連携強化
（9） 人材の確保等　→地域の相談支援者も対象に含めた研修実施。
（10） 調査研究の推進

依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関、相談拠点機関
（令和６年３月時点）

１　専門医療機関
：船橋北病院（船橋市）、秋元病院（鎌ケ谷市）
袖ケ浦さつき台病院（袖ケ浦市）、旭中央病院（旭市）
・　依存症治療プログラムや家族向け回復プログラムの実施
・　依存症専門医療機関の拡充
・　専門医療機関同士の横の連携体制の強化

２　治療拠点機関：船橋北病院（船橋市）
・　医療従事者及び地域の相談支援者を対象とした研修の実施
・　依存症医療の均てん化や関係機関とのネットワークの構築

３　相談拠点機関
：千葉県精神保健福祉センター、千葉市こころの健康センター
・　アルコール関連問題に関する治療および相談窓口の周知、相談支援、適切な相談や治療、回復につながる取組の推進

第5章　推進体制

１　関連施策との有機的な連携
総合計画、保健医療計画、健康ちば２１、障害者計画、ギャンブル等依存症対策推進計画、飲酒運転根絶計画、自殺対策推進計画等のアルコール関連問題に関する施策

２　アルコール健康障害対策推進協議会
計画の進行管理を実施。

３　計画の見直し
令和８年度に中間見直しを実施。

数　値　目　標

目　標　項　目	現　　状（令和5年度）	目　　標（令和 11 年度）
生活習慣病(NCDs)のリスクを高める量を飲酒している者の割合の減少	男性　13．5% 女性　9．4% ※1	男性　10　% 女性　6．4% ※2
20歳未満の者の飲酒をなくす	男性　3．2% 女性　1．2% ※1	0% 0%
妊娠中の飲酒をなくす	0．6%	0%
専門医療機関数（アルコール健康障害）	4か所	6か所
医療従事者等研修参加者数（治療拠点機関にて企画）	217人	500人

※1　令和3年度の数値、　※2　令和 14 年度の目標値

【定義】
◇ **アルコール健康障害**　アルコール依存症その他の多量の飲酒、20歳未満の者の飲酒、妊婦の飲酒等の不適切な飲酒の影響による心身の健康障害（基本法　第2条）
◇ **アルコール関連問題**　アルコール健康障害及びこれに関連して生じる飲酒運転、暴力、虐待、自殺等の問題
◇ **アルコール依存症**　アルコールを繰り返し多量に摂取した結果、アルコールに対し依存を形成し、生体の精神的および身体的機能が持続的あるいは慢性的に障害されている状態